高知県警察本部訓令第１号

警察本部
警 察 署

捜査指揮に関する規程を次のように定める。

平成26年１月６日

高知県警察本部長　小林　良樹

捜査指揮に関する規程

高知県警察犯罪捜査規程（昭和33年２月本部訓令第２号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規程は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第２号）第19条第２項に基づき、本部長又は署長が行う捜査指揮について必要な事項を定めるものとする。

（本部長指揮事件）

第２条　本部長が直接指揮する事件（以下「本部長指揮事件」という。）は、別表第１に掲げる事件とする。

２　本部長指揮事件に関し、本部長が指揮する事項は、次に掲げるとおりとする。

（１）　捜査の着手又は他の機関からの事件の引継ぎ

（２）　捜査本部の開設及び解散並びに捜査本部長の決定

（３）　捜査方針の樹立又は変更

（４）　被疑者又は重要参考人の取調べ

（５）　被疑者の通常逮捕の要否

（６）　逮捕した被疑者の身柄の措置

（７）　捜索、差押え、記録命令付差押え、身体検査、検証又は鑑定処分の要否及び鑑定の方法

（８）　捜査の継続又は中止

（９）　事件の送致又は送付

(10)　重要事項に関する検察庁及び関係機関との協議・連絡

(11)　その他捜査につき指揮を要すると認める事項

（本部長指揮事件の指揮伺）

第３条　署長は、本部長指揮事件を認知したときは、その事件の捜査を主管する県本部事件主管課長（以下「事件主管課長」という。）を経て、その概要を速やかに本部長に報告するとともに、指揮を受けようとする事項を明らかにして指揮伺いをしなければならない。

２　事件主管課長は、前項の報告を受けたときは、必要な意見を付し、その事件

の捜査を主管する県本部事件主管部長（以下「事件主管部長」という。）を経て本部長の指揮を受け、指揮の内容をその都度署長に通知するものとする。

（本部長事件指揮簿）

第４条　署長は、本部長指揮事件に関する指揮伺い及び指揮の内容を別記第１号様式の本部長事件指揮簿（以下「本部長事件指揮簿」という。）に記載してその経過を明らかにしておかなければならない。

（本部長指揮の代行）

第５条　本部長指揮事件について、急速を要し、本部長の指揮を受けるいとまがないとき又は本部長が不在その他の理由により指揮を受けることができないときは、事件主管部長は、本部長に代わって指揮し、事後速やかに本部長の承認を受けるものとする。

（署長の指揮）

第６条　署長は、捜査を行う全ての事件に関し、次に掲げる事項について指揮をしなければならない。

（１）　捜査の着手又は他の機関からの事件の引継ぎ

（２）　捜査方針の樹立又は変更

（３）　被疑者又は重要参考人の取調べ

（４）　被疑者の通常逮捕の要否

（５）　逮捕した被疑者の身柄の措置

（６）　捜索、差押え、記録命令付差押え、身体検査、検証又は鑑定処分の要否及び鑑定の方法

（７）　捜査の継続又は中止

（８）　事件の送致又は送付

（９）　検察庁その他関係機関に対する連絡

(10)　その他捜査につき指揮を要すると認める事項

（事件指揮簿）

第７条　署長は、本部長指揮事件以外の事件に関する指揮伺い及び指揮の内容を別記第２号様式の事件指揮簿（以下「事件指揮簿」という。）に記載してその経過を明らかにしておかなければならない。ただし、次に掲げる事件については、この限りでない。

（１）　微罪処分に係る事件

（２）　強制捜査を要しない軽微かつ単純な窃盗事件

（３）　強制捜査を要しない交通関係法令違反事件

２　交通事故事件に係る事件指揮簿は、別に定める様式を用いることができる。

（署長指揮の代行）

第８条　署長が直接指揮する事件について、急速を要し、署長の指揮を受けるいとまがないとき又は署長が不在その他の理由により指揮を受けることができないときは、副署長等又は生活安全官、地域官、刑事官、交通官若しくは警備官は、署長に代わって指揮し、事後速やかに署長の承認を受けなければならない。

２　署長は、被疑者を刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第213条の規定により現行犯逮捕したものを除く微罪事件（犯罪捜査規範第198条の規定により送致しない事件をいう。）については、第６条の規定にかかわらず、副署長等又は生活安全官、地域官、刑事官、交通官若しくは警備官に指揮をさせることができる。

一部改正〔平成31年本部訓令３号〕

（本部長報告事件）

第９条　本部長に報告しなければならない事件(以下「本部長報告事件」という。)は、別表第２に掲げる事件とする。

２　本部長報告事件については、事件指揮簿により、速やかにその事件の捜査を主管する事件主管課長を経て、その概要及び処理状況を本部長に報告しなければならない。

３　本部長報告事件の処理に当たっては、その事件の捜査を主管する県本部事件主管課（第11条において「事件主管課」という。）において捜査内容についての検討を加え、必要により指導及び助言を行うものとする。

（捜査主任官の指名）

第10条　本部長又は署長は、犯罪捜査規範第20条第１項及び第３項の規定に基づく捜査主任官の指名を本部長事件指揮簿又は事件指揮簿により行わなければならない。ただし、微罪処分に係る事件、少年の簡易送致事件その他捜査主任官の職務として現実に行うべき業務がほとんどないと認められる事件については、この限りでない。

（準用規定）

第11条　事件主管課において取り扱う事件に関する捜査指揮については、第３条第１項、第４条、第６条から第８条第１項まで及び前条の規定を準用する。この場合において、第３条第１項、第４条、第６条、第７条第１項、第８条第１項及び前条中「署長」とあるのは「事件主管課長」と、第３条第１項中「その事件の捜査を主管する県本部事件主管課長（以下「事件主管課長」という。）」とあるのは「事件主管部長」と、第８条第１項中「副署長等又は生活安全官、地域官、刑事官、交通官若しくは警備官」とあるのは「次長（次長が二人の所属は、次長（第一）の職にある者とする。）」と読み替えるものとする。

２　交機隊又は高速隊において取り扱う事件に関する捜査指揮については、第３条第１項、第４条、第６条から第８条第１項まで及び前条の規定を準用する。この場合において、第３条第１項、第４条、第６条、第７条第１項、第８条第１項及び前条中「署長」とあるのは「交機隊長又は高速隊長」と、第８条第１項中「副署長等又は生活安全官、地域官、刑事官、交通官若しくは警備官」とあるのは「副隊長」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成27年本部訓令15号・31年３号〕

附　則

この訓令は、平成26年２月１日から施行する。

附　則（平成27年５月29日高知県警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成27年６月１日から施行する。

附　則（平成28年３月25日高知県警察本部訓令第９号）

この訓令は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年８月21日高知県警察本部訓令第28号）

この訓令は、平成29年８月21日から施行する。

附　則（平成31年２月18日高知県警察本部訓令第３号）

この訓令は、平成31年２月19日から施行する。

附　則（令和４年３月29日高知県警察本部訓令第10号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月22日高知県警察本部訓令第６号）

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年７月11日高知県警察本部訓令第14号）

この訓令は、令和５年７月13日から施行する。

附　則（令和６年３月26日高知県警察本部訓令第４号）

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年11月21日高知県警察本部訓令第17号）

この訓令は、令和６年12月12日から施行する。

附　則（令和７年３月18日高知県警察本部訓令第５号）

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年５月21日高知県警察本部訓令第15号）

この訓令は、令和７年５月21日から施行する。

別表第１（第２条関係）

本部長指揮事件

区分		事件種別
各課共通		１　次に掲げる者による犯罪 (1)　国務大臣、国会議員、都道府県知事、都道府県議会議員、市町村長その他これらの者に準ずる知名士 (2)　外交使節、その随員その他これらの者に準ずる外国の知名士 (3)　外国軍隊の軍人、軍属又はこれらの者の家族 (4)　裁判官、検察官又は弁護士 (5)　警察職員又は特別司法警察職員 (6)　国若しくは地方公共団体の課長以上の者又はこれらの者に準ずる地位にある公務員 (7)　主要な金融機関、報道機関、会社その他主要な団体の主要役員 ２　次に掲げる者に対する犯罪 (1)　天皇又は皇族 (2)　国務大臣、国会議員、都道府県知事、都道府県議会議員、市町村長その他これらの者に準ずる知名士 (3)　外国の元首、使節、その随員その他これらの者に準ずる外国の知名士 (4)　外国軍隊の軍人、軍属又はこれらの者の家族 ３　次に掲げる事件 (1)　内乱、外患又は国交に関する事件 (2)　騒乱、集団逃走、集団暴行、集団による公務執行妨害等多人数による集団的事件 (3)　他の都道府県の区域にわたり、又は波及するおそれのある特異若しくは重要な事件 (4)　他の捜査機関の捜査と競合し、又は競合するおそれのある特異若しくは重要な事件 (5)　来日外国人に係る事件のうち特異又は重要な事件 (6)　拳銃、小銃若しくは機関銃若しくは砲（装薬銃砲であって、武器等製造法（昭和28年法律第145号）第２条第１項に規定する武器に該当するものに限る。）（以下「拳銃等」という。）又は拳銃部品若しくは拳銃実包に係る事件 (7)　サイバー犯罪のうち特異又は重要な事件 (8)　犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）に係る事件 (9)　社会的反響が大きく、特に指揮を要すると認められる事件事故
生活安全部関係	生活安全企画課関係	１　拳銃等以外の銃砲若しくは火薬類の密輸入、製造又はこれらの譲受け若しくは譲渡し事件 ２　外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）又は関税法（昭和29年法律第61号）違反事件のうち特異又は重要な事件 ３　金融関係犯罪のうち特異又は重要な事件 ４　広域的又は組織的に敢行される特異又は重要な悪質商法に係る事件 ５　風俗事犯のうち特異又は重要な事件 ６　警備業法（昭和47年法律第117号）違反事件のうち特異又は重要な事件
	人身安全・少年課関係	１　少年事件のうち特異又は重要な事件 ２　少年の福祉を害する事件のうち特異又は重要な事件
刑事部関係	捜査第一課関係	１　強盗・不同意性交等殺人、強盗殺人、殺人又はこれらの疑いのある事件 ２　強盗・不同意性交等、強盗致傷、不同意性交等致傷又は不同

		意わいせつ致傷事件 3　人質立てこもり又は誘拐事件 4　凶器を用い、又は火薬類若しくは薬品類を使用する特異又は重要な事件 5　金融機関に対する強盗事件 6　航空機、船舶等の不法奪取事件 7　放火若しくは放火の疑いのある事件又は官公庁、学校、重要文化財その他重要施設の火災事件 8　公共的施設、公共事業、公共交通機関等に対する破壊若しくは妨害による特異又は重要な事件 9　企業恐喝又は被害総額500万円以上の恐喝事件 10　被害総額500万円以上の窃盗事件 11　組織窃盗又は広域にわたる連続窃盗事件 12　拳銃等以外の銃砲、火薬類、毒劇物、放射性物質又は重要文化財被害の窃盗のうち特異又は重要な事件 13　特異又は重要な業務上過失致死事件
	捜査第二課関係	1　通貨偽造事件 2　公債証書、官庁の証券若しくは会社の株券の偽造事件又は被害総額300万円以上の有価証券偽造事件 3　贈収賄事件 4　被害総額1,000万円以上の詐欺（特殊詐欺を除く。）、背任又は横領事件 5　公職選挙法（昭和25年法律第100号）違反事件 6　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）違反事件
	組織犯罪対策課関係	1　暴力団による集団抗争事件 2　暴力団等、共生者又は準暴力団に関する特異又は重要な事件 3　被害総額1,000万円以上の特殊詐欺事件 4　覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）、あへん法（昭和29年法律第71号）又は国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成３年法律第94号）違反事件のうち特異又は重要な事件 5　来日外国人犯罪組織、国際犯罪組織等による特異又は重要な事件
交通部関係	交通指導課関係	1　３人以上の死者又はおおむね20人以上の負傷者を生じた事故事件 2　車両火災を伴った死亡事故事件 3　多数の死傷者を生じた次に掲げる事故事件 (1)　踏切事故 (2)　群衆又は行列中に突入した事故 (3)　バスの衝突、転落等による事故 4　死亡又は全治１か月以上の傷害を伴うひき逃げ事故事件 5　欠陥の疑いのある自動車による死亡又は重傷の事故事件 6　暴走族車両による死亡又は重傷の事故事件（暴走行為中の事故に限る。） 7　交通事故事件又は交通特殊事件のうち特異又は重要な事件
警備部関係	警備第一課関係	破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）違反事件その他警備事件のうち特異又は重要な事件

別表第２（第９条関係）

本部長報告事件

区分		事件種別
各課共通		１　公務執行妨害事件 ２　公務員による事件 ３　来日外国人に係る事件のうち本部長指揮事件以外の事件 ４　２署にわたり、又は波及するおそれのある特異若しくは重要な事件 ５　社会的反響が大きいと認められる事件事故
生活安全部関係	生活安全企画課関係	１　拳銃等以外の銃砲又は火薬類に係る事件のうち本部長指揮事件以外の事件 ２　毒劇物又は放射性物質に関する事件 ３　爆発物に関する事件 ４　外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）又は関税法（昭和29年法律第61号）違反事件 ５　風俗事犯のうち社会的反響が大きな事件 ６　警備業法（昭和47年法律第117号）違反事件のうち社会的反響が大きな事件
	人身安全・少年課関係	１　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）違反事件 ２　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）違反事件 ３　中学生又は高校生等に係る身柄拘束事件 ４　いじめ又は対教師暴力による少年事件 ５　本部長指揮事件に至らない少年の福祉を害する事件のうち社会的反響が大きいと認められる事件
	サイバー犯罪対策課関係	１　不正指令電磁的記録に関する事件 ２　不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）違反事件のうち社会的反響がおおきな事件
刑事部関係	捜査第一課関係	１　逃走事件 ２　被災世帯10戸以上の火災事件 ３　出水又は水利に関する妨害事件 ４　交通機関又は通信機関に対する妨害事件 ５　重傷害、傷害致死又は過失致死事件 ６　強盗又は被害総額100万円以上、連続犯行若しくは特異手口による恐喝事件 ７　不同意性交等又は不同意わいせつ事件 ８　被害総額300万円以上又は特異手口による窃盗事件 ９　暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）違反事件のうち社会的反響の大きな事件 10　拳銃等以外の銃砲、火薬類、毒劇物、放射性物質又は重要文化財被害の窃盗事件のうち本部長指揮事件以外の事件
	捜査第二課関係	被害総額300万円以上の詐欺（特殊詐欺を除く。）、背任若しくは横領事件又は特異手口によるこれらの事件
	組織犯罪対策課関係	１　暴力団等、共生者又は準暴力団による事件のうち本部長指揮事件以外の事件 ２　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）違反事件 ３　被害総額300万円以上の特殊詐欺事件 ４　覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）、あへん法（昭和29年法律第71

		号）又は国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成３年法律第94号）違反事件 ５　来日外国人犯罪組織、国際犯罪組織等による事件のうち本部長指揮事件以外の事件
交通部関係	交通指導課関係	１　ひき逃げ事件のうち本部長指揮事件以外の事件 ２　本部長指揮事件に至らない特異又は重要な事故事件
警備部関係	警備第一課関係	警備事件のうち本部長指揮事件以外の事件